令和 2 年 12 月 21 日 生食発 1221 第 3 号 2 食 産 第 4724 号

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長 厚生労働省各地方厚生局長 農林水産省各地方農政局長 北海道農政事務所長 内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官 (公 印 省 略) 農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長 (公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

今般、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。)について、手続規程の別添及び別紙に定められる様式中の押印欄の削除、その他所要の改正を下記のとおり行いましたので、御了知の上、対応方よろしくお願いします。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 手続規程の本文の第3の3の(3)の規定中、「別添様式2」を「別添様式3」に修正したこと。
- 2 手続規程の別添様式1から別添様式3までの様式中、適合区域の指定・取消 し・変更又は適合施設の認定・取消しを行った日を記載する欄を追加する等、 所要の改正を行ったこと。

- 3 手続規程の別表1及び2並びに別紙リストについて所要の改正を行ったこと。
- 4 手続規程の別添「登録認定機関の登録等に関する手続」の別添様式1及び別添様式2並びに別添様式4から別添様式10までの様式中、押印に係る規定を削除したこと。
- 5 手続規程の別紙について別添1のとおり改正を行ったこと。